

湯河原町小規模保育所運営業務委託公募型プロポーザル に関する質問回答書

令和8年8月14日

湯河原町 健康こどもみらい課

No.	質問内容	回 答
1	Ⅱ 募集の概要▶5委託業務期間 地域型保育給付費への移行後の定員・年齢構成に変更の可能性はありますか。	民間移行を予定している令和10年4月での定員・年齢構成の変更は考えていません。それ以降については、協議をお願いします。
2	Ⅱ 募集の概要▶5委託業務期間 令和8年委託契約日から令和9年3月31日の期間は、保育士の確保や研修など準備費用として、どこまで対象に含みますでしょうか。 (例：面談交通費、別小規模保育所等での研修費などの細目もあればご教示いただきたいです。)	準備費用については、基本的には、保育士確保を含め、前年度に事業者が要するものを想定しています。ただし、事業者様により、準備内容も異なるため、具体的には受託事業者と協議させていただきます。
3	Ⅲ 委託業務の内容等▶1土地建物等及び委託費の区分▶イ) 保育園運営における湯河原町と受託者の費用区分等 ②受託者区分に、「保育用品および消耗品、机椅子等の什器類、厨房備品配置済みのものを使用し、今後使用する保育用消耗品およびその他の消耗品類の用意」とありますが、まず、こちらは年度初めに定員数及び職員数の1年分をご用意いただけるという認識でよろしいでしょうか。 また給食の食材の用意も受託者に該当するという認識でよろしいでしょうか。もしそうでしたら納品業者等のご指定やご紹介などはありますか。	保育用品および消耗品等につきましては、1年分ではなく、初期準備用品のみご用意させていただきます。詳細については、受託事業者と協議していく予定です。 給食材料につきましては、受託者でご用意をお願いいたします。なお、納品業者の指定はありませんが、町内業者のご紹介については可能です。
4	Ⅲ 委託業務の内容等▶2保育業務の内容▶ア) 保育時間 土曜日保育について「希望者の状況に応じて実施を検討」とありますが、開園当初から土曜開所を前提とした職員の採用・配置計画(求人条件等)を組む必要がありますでしょうか。それとも開園後の需要調査をもって決定されるのでしょうか。	土曜保育につきましては、年度当初から土曜開所を前提としたご対応をお願いいたします。

湯河原町小規模保育所運營業務委託公募型プロポーザル に関する質問回答書

令和8年8月14日

湯河原町 健康こどもみらい課

No.	質問内容	回 答
5	Ⅲ 委託業務の内容等▶2 保育業務の内容▶ウ) 給食提供 「原則として町が作成した統一献立に基づく」とありますが、食材の発注管理システムや調理マニュアルの構築を進めるため、過去に町立保育園等で使用された統一献立のサンプル(1ヶ月分等)を事前にご開示いただくことは可能でしょうか。	可能です。
6	Ⅲ 委託業務の内容等▶2 保育業務の内容▶オ) 保護者への連絡ツール ICT導入費用、ランニングコストについての委託費の区分はどのようになりますでしょうか。また町のご指定ICT等もございましたらご教示いただきたいです。	ICT導入費用及びランニングコストは、事業者様が導入するハード、ソフトウェアによって考え方も異なります。今後受託事業者と協議させていただきたいと考えております。 また、指定のICT等はありません。
7	Ⅲ 委託業務の内容等▶4 職員の配置▶イ) 管理者(園長)を配置すること 管理者(園長)について、開設準備期間は準備にあたり、令和9年4月1日から配置という理解でよろしいでしょうか。また資格要件がございましたらご教示いただきたいです。	お見込みのとおりです。 なお、園長の要件については、「保育士資格を有し、保育所、認定こども園、小規模保育事業における保育実務経験を5年以上有する者」を配置してください。
8	Ⅳ 募集及び選定の方法▶3 提出書類等▶(1) ア 様式3 既存運営施設(小規模保育所)の概要に関すること 「【添付書類】② ①以外の福祉施設及び福祉以外の施設等の概要がわかるもの」とありますが、弊社は、保育園の運営以外に、教育事業(学童や児童館等)を65カ所運営しておりますので、提出に関しましては保育施設の運営に関するものだけでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

湯河原町小規模保育所運営業務委託公募型プロポーザル に関する質問回答書

令和8年8月14日

湯河原町 健康こどもみらい課

No.	質問内容	回 答
9	IV 募集及び選定の方法▶3 提出書類等▶（１）イ 様式４ 提案書 本書式の各項目のスペースを広げても構わないとのことでしたが、その場合の上限枚数などがありますでしょうか。	枚数制限はありません。 なお、様式に「別紙のとおり」としていただき、別のプレゼンテーション資料を作成しても構いません。
10	IV 募集及び選定の方法▶3 提出書類等▶（２）ウ）提出部数 記名版7部（正本1部・副本6部）とありますが、記名とは、会社名を記したものであるという理解でよろしいでしょうか。 また、提出に際し、書類をフラットファイルで綴り、インデックスなどを つけてよろしいでしょうか。	会社名を記名したもので構いません。またインデックスの使用についても問題ありません。
11	V 契約等について▶1契約締結▶（３） 契約代金の支払時期は「四半期ごと」とありますが、前金払い、または後払いのどちらでしょうか。	後払いを想定しています。
12	V 契約等について▶1契約締結▶（３） 年度終了後に提出する「精算報告書」「事業報告書」の様式・記載項目は指定の様式はありますか。	「精算報告書」「事業報告書」の様式・記載項目に指定はありません。

湯河原町小規模保育所運営業務委託公募型プロポーザル に関する質問回答書

令和8年8月14日

湯河原町 健康こどもみらい課

No.	質問内容	回 答
13	V 契約等について▶1契約締結▶（3） 委託費の精算において「残金が生じたときには町に返納」とありますが、想定外の事由により人件費や運営費に不足（赤字）が生じた場合、町による補填や変更契約などの措置は想定されていますでしょうか。 また、残金の算定は費目ごと（人件費／運営費）に個別判定によるものでしょうか、それとも総額での過不足判定によるものでしょうか。	基本的には変更は考えていませんが、状況により異なる場合もありますので、その際は両社協議事項とさせていただきます。 なお、委託料の執行状況については、人件費及び事業費の区分ごとにそれぞれ判定するのではなく、原則として、委託業務全体の収支及び委託料の執行状況を確認した上で判断します。